

評価書案に係る見解書 概要

1 事業者の名称及び所在地

名 称 東京臨海リサイクルパワー株式会社
代表者 取締役社長 浅川 武彦
所在地 東京都江東区大島三丁目4番5号

2 対象事業の名称及び種類

名 称 東京臨海リサイクル発電施設建設事業
種 類 廃棄物処理施設の設置

3 対象事業の内容の概略

本事業は、東京都江東区青海二丁目地先の中央防波堤内側埋立地内に、産業廃棄物及び感染性医療廃棄物の中間処理施設を建設し、焼却処理及び発電を行うものである。

対象事業の内容の概略は、表1に示すとおりである。

表1 対象事業の内容の概略

項 目	内 容		
計 画 地	江東区青海二丁目地先 (中央防波堤内側埋立地内)		
敷 地 面 積	約 29,000 m ²		
建 築 面 積	約 10,000 m ²		
主 要 用 途	産業廃棄物の焼却処理及び発電		
処 理 能 力	約 650t / 日	産業廃棄物 (流動床ガス化溶融炉)	約 275 t / 日 × 2 基
		感染性医療廃棄物 (専焼炉)	約 50 t / 日 × 2 基
発 電 の 規 模	約 25,600 k W		
工 事 予 定 期 間	平成 15 年 11 月 ~ 平成 18 年 7 月		
供 用 予 定 年 月	平成 18 年 8 月		

4 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

評価書案については、都民からの意見書が3件、事業段階関係区長として江東区長からの意見が提出された。

評価書案について提出された意見等の件数の内訳は、表2に示すとおりである。主な意見の概要とそれらについての事業者の見解の概要は表3に示すとおりである。

表2 意見等の件数の内訳

意見等	件数(件)
都民からの意見書	3
江東区長からの意見	1
合計	4

表3 主な意見とそれらについての事業者の見解の概要

主な意見の概要	見解の概要
1 大気汚染	
江東南部地域は現状でも NO ₂ は環境基準を達成できていない。今回の事業の最大受け入れ車両は330台/日とのことであるが、周辺地域では現状のごみ処理施設の他にも様々な事業計画がある。単独事業のアセスではなく、総合的な環境アセスの必要があるのではないかと。	本環境影響評価の手続は、東京都環境影響評価条例によりまずと事業段階環境影響評価の手続に該当し、対象事業を実施しようとする者(事業者)が、対象事業の実施に際し、環境影響評価を行うこととなっております。 なお、搬出入車両については一般交通量と比べ極めて少ないと想定されるため、環境影響評価の項目として選定しておりませんが、本環境影響評価では、施設の稼働に伴う大気汚染の予測及び評価に際し、東京二十三区清掃一部事務組合が計画する灰溶融施設の影響を考慮した検討を行っております。
受入れ廃プラスチックは、中間処理をしたもののみ受け入れるとのことであったが、ごみ質の塩ビ等、塩素系プラスチックの割合をどう想定しているか。それらごみ質による有害物質の排出(大気、飛灰等)をどのように想定しているのか。	本施設の計画に当たり、受入れ予定の中間処理業者から排出されている中間処理残さのサンプリングを実施し、塩素分、硫黄分、灰分等、環境に影響を及ぼす物質の含有量を分析しております。施設の設計に当たっては、これらの含有量の変動も考慮して関係法令や都条例及びこれらの規制値より厳しい自己規制値を満足できる施設を計画しております。

2 騒音・振動	
工場棟に設置する景観壁については、防音効果の高い構造、材質にするよう努めてください。	景観壁は、景観上の配慮からプラント装置の目隠しとして設置するものです。 敷地周辺に対する騒音については、騒音を発生する施設に対する防音対策をできる限り行い、騒音規制法、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に規定された準工業地域における規制値を準用し、これを満足できるような対策を講じます。
騒音・振動を発生する施設についても、それぞれ可能な限り対策を講ずるよう努めてください。	騒音を発生する機器については、極力低騒音型の機器を採用するとともに、防音対策を施した部屋に収納いたします。また、必要な部分には防音壁やサイレンサーなどにより防音対策を徹底します。振動を発生する機器については、基本的に振動防止対策を講じた設計とし、さらに各設備を重量コンクリート基礎上に設置し、振動を防止します。
3 景観	
江東区都市景観条例に基づく江東区景観づくり基準に適合するよう計画してください。	事業実施に当たっては、江東区都市景観条例に基づき関係部署と具体的な協議を行い、景観保全に努めます。
4 廃棄物	
飛灰等廃棄物残さが 10%程度とのことであるが、その最終処分を中防を候補地としているが、どのくらいの量が	施設の稼動に伴い発生する廃棄物として、不燃物が年間 22,346 t、処理灰が年間 37,606 t と予測しております。これらの量は、受け入れる廃棄物の性状によって変動するため最大量を予測値としております。これらの埋立て処分先については、民間処分場の他、中央防波堤外側埋立処分場を候補とし、今後関係機関と協議を行います。
医療廃棄物の搬入について 本事業は感染性医療廃棄物を取り扱うことになっており、この点について搬入経路、周辺への影響、安全については充分配慮し、対策をあきらかにされたい。	感染性医療廃棄物は、特別管理産業廃棄物の収集運搬許可を取得している業者により、感染性廃棄物処理マニュアルの規定に基づき収集運搬を行います。 収集運搬業者に対しては、落下し、及び悪臭がもれるおそれのないボックスタイプの車両により搬送させ、搬入車両には消毒剤を常備させるとともに、密閉性が確保され損傷しにくい専用容器を指定するなどの措置を講じます。 さらに、収集運搬業者を登録制にするなど運搬時の安全確保に努めます。
工事施工中も、発生抑制及び再利用などによる減量化をできるだけ図るようしてください。 また、発生するスラグについては、更に知見を得つつ安全性を確認しながら有効利用を図るようしてください。	工事の施工に当たっては、施工計画段階からの発生抑制や発生した廃棄物の徹底した分別により再利用、再資源化を図り、減量化に努めます。 スラグの有効利用に当たっては、東京都溶融スラグ資源化指針等に基づき溶出基準、含有量基準等の品質を満足できるよう十分な安全確認を行います。

5 温室効果ガス	
<p>立上げ、立下げ時のみ灯油（灯油 958kl / 年、プロパン 56kg / 日）を使用となっているが、豊橋のガス化溶融炉も当初は立上げ、立下げ時のみの計画が、1 万ℓ / 日使用となっている。全国的にガス化溶融炉の稼働トラブルは頻繁にあるので、計画通りにいくかどうかは疑問だ。</p>	<p>本事業の処理対象廃棄物は、廃プラスチックを主体とした産業廃棄物及び感染性医療系廃棄物であり、豊橋で処理されている一般廃棄物に比べて発熱量は高くなるものと予測されます。したがって、長期にわたる事業期間において、処理対象物の性状が大幅に変わることがなければ、通常の運転時において助燃料を使用することは基本的にはないものと考えます。</p> <p>なお、灯油は炉の起動及び停止時に補助燃料として使用し、使用量は平均 48kl / 日（最大 65kl / 日）、プロパンガスは炉の起動時の点火バーナー用及び場内給湯器用として使用し、使用量は平均 2.2kg / 日（最大 2.7kg / 日）の計画です。</p>
6 交通量	
<p>交通量の増大に伴う環境影響について</p> <p>本案では、工事施行中及び完了後の搬出入車両台数が一般交通量に比べ極めて少ないと想定されるとし、搬出入車両の走行による大気汚染への影響は予測対象としていない。また、同じ理由から、騒音・振動への影響については評価項目に選定されていない。</p> <p>しかし、本施設の主要な進入路となる環状 7 号線は交通量が多く、大森東交差点の慢性的な渋滞(12 万台 / 日)及び走行車両による大気汚染で周辺住民は多大な影響を受けている。本施設の建設工事及び稼働による交通量の増大が、一般交通量に比べて相対的に大きくはないと想定されるにしても、その影響を無視することはできない。</p> <p>搬出入車両の台数及び経路を加味した上で、周辺地域の大気汚染、騒音・振動への影響について評価されたい。</p>	<p>環状七号線大森東交差点に最も近い平和島寄りの環状七号線大森本町二丁目地点の全国道路交通情勢調査（道路交通センサス一般交通量）における平成 11 年度一般交通量は、31,331 台 / 12 時間でありま</p> <p>す。</p> <p>本事業の東京港臨海道路トンネル城南島側地点を通行する車両のうち、環状七号線大森本町二丁目地点を通行する工事用車両台数は 194 台 / 12 時間、搬出入車両台数は 136 台 / 12 時間と想定しており、これらの環状七号線大森本町二丁目地点の一般交通量に対する寄与率はそれぞれ 0.6%、0.4% 程度であることから、当事業車両の環状七号線周辺地域に及ぼす影響は少ないものと考えます。</p> <p>また、工事用車両及び搬出入車両からの排出ガスの低減を図るため、最新規制適合車の使用に努めてまいります。</p>